



## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

中央区役所中央監視制御装置修繕工事

## 2. 契約の相手方

森井電業株式会社関西支社

## 3. 随意契約理由

本装置は、監視装置本体、変換装置、制御ソフトウェア、通信ネットワークからなる複合装置であり、受変電設備等の電力設備監視制御、空調・衛生等動力設備監視制御及び防災設備警報表示などの役割を果たす機器であり、これらの動作をプログラムに組み込んだ特殊仕様の装置である。

当該装置に不具合が生じた場合、適切な執務環境の維持が不可能となり、また異常事態の把握に遅れが生じることで人的・物的被害の拡大が予想されることから、装置の品質保持が重要である。そのため、監視装置本体及び変換装置の内部回路等の装置特性、制御ソフトウェアの構成、通信ネットワーク構造等を熟知しなければ、システム全体としての機能を維持することができない。上記業者は当該設備を構築した、これができる唯一の業者である「森井電業株式会社関西支社」を契約相手方として特名して契約するものとする。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）